

政 委 第 23 号

平成 18 年 11 月 27 日

内 閣 総 理 大 臣
安 倍 晋 三 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。当委員会においては、貴府所管の独立行政法人（独立行政法人北方領土問題対策協会）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴府において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかすとともに、予算編成過程における財政当局からの指摘、官民競争入札等監理委員会における市場化テストに関する議論等を十分に踏まえた見直し内容としていただくようお願いいたします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮される

ために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人北方領土問題対策協会の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「北方領土問題対策協会」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 貸付業務の見直し

北方領土問題対策協会が実施する貸付業務については、効率的な運営を確保する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 貸付金については、貸付実績が著しく乏しい資金及び他の貸付制度での代替が可能な資金は貸付対象から除外することを視野に入れて、法人資金貸付を停止するとともに、住宅新築資金貸付の在り方について次期中期目標期間内に検討を行う。
- ② 融資条件については、リスク管理債権比率の一層の低減化を図るため、生活資金貸付、更生資金貸付、修学資金貸付及び住宅改良資金貸付について、その厳格化のための措置を講ずる。

なお、貸付原資である市中金融機関からの長期借入金の残高が増加していること及び市場金利が今後上昇傾向に転化することもあり得るとされていることから、貸付業務の実施に当たっての国の財政負担（長期借入金の利払いに対する補助金等）の増加を可能な限り抑制するよう、貸付業務の実施方法について検討を行うものとする。

第2 国民世論の啓発業務、調査研究等の見直し

北方領土問題等の早期解決のためには国民の理解が不可欠であり、それに必要な国民世論の啓発業務、調査研究等を効率的かつ効果的に継続していく観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 国民世論の啓発業務、調査研究等については、その目的及び北方領土問題対策協会

が担う任務・役割との関係を明確にするとともに、当該事業により得ようとする効果を可能な限り具体的かつ定量的に把握する指標を設定した上で実施し、事後において実施効果を検証して、その在り方について積極的かつ柔軟に見直しを行う。これにより、社会経済状況の変化等により実施効果が低下した事業については、改廃を行い、より効果的な事業への転換を図る。

- ② 調査研究の成果については、北方領土問題に関する施策の効果的な推進に寄与するよう、一層の活用を図る。

第3 効率的かつ効果的な法人運営

北方領土問題対策協会が、北方領土問題等の解決促進のため、国民世論の結集及び国民運動の展開等に資する業務を実施していることにかんがみると、その組織及び業務運営について国民の理解と共感を得ることが不可欠であり、そのための組織の効率化、業務の合理化等の努力を一層推進する観点から、コスト削減を徹底するよう組織及び業務運営の見直しを行うこととし、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 中期計画予算における役職員人件費の各勘定への計上については、コスト管理を一層徹底する観点から、各勘定への配分方法の改善等を図る。
- ② 退職者の不補充といった措置等も検討し、引き続き、組織のスリム化に努める。
- ③ 札幌事務所の移転による事務所賃借料の縮減を始めとする措置により、一般管理費の縮減を図る。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における北方領土問題対策協会の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、北方領土問題対策協会が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、北方領土問題対策協会の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

北方領土問題対策協会の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。